

委員会第2回会合での作業班報告 に対する指摘事項

作業班主任 渡辺 聡一

平成22年7月28日

第2回局所吸収指針委員会

- 平成22年7月1日
- 三田共用会議所
- 出席者
 - － 安藤主査、多氣主査代理、池田、上野、小倉、熊田、田中、波多野、福永、渡辺
- 議題
 - － 局所吸収指針作業班報告(多氣主任)
 - － 比吸収率測定方法作業班報告(渡辺主任)
 - － 質疑応答

作業班報告概要(1)

- IEC 62209-2の概要
 - 2010年3月に発行
 - 人体に対し20 cm以内に近接して使用される無線機器(側頭部以外の利用)のSAR測定方法
 - 様々な利用条件を考慮した測定方法
 - 取り扱い説明書などに記載の「所定の使用」に従って設置(離隔距離, 向きなど)し、試験
 - 複数波源同時送信に対応
 - 試験条件スケーリング(高速測定など)の方法を提供
 - 不確かさ(30%以上の場合の補正)

作業班報告概要(2)

- 今後の作業について
 - IEC 62209-2をもとに局所SAR測定方法を取りまとめる。
 - 現行の局所吸収指針適合性評価方法との整合性
 - 評価手法の妥当性確保についての検討

質疑応答・指摘事項(1)

全体に関するもの

- IEC規格は3月に発行されているが、各国内にて規制開始の期限などは勧告されているのか？

IEC規格には各国の規制実施時期の記述はない。ただし欧州では、CENELEC規格として並行投票され、承認済みのため、速やかに各国の規制に反映されていく見通しである。

質疑応答・指摘事項(2)

全体に関するもの

- IEC規格(62209-2)の対象は側頭部以外であるが、3GHz以上で側頭部で使うものはどのように考えれば良いのか？

現在、側頭部で使用される携帯無線端末のSAR測定方法(IEC62209-1)が3GHz以上に対応するように改訂作業中。

今後も測定方法作業班にて情報収集をし、IECでの審議状況を報告する。

質疑応答・指摘事項(3)

全体に関するもの

- 実際のSAR測定・機器認証は誰が行うのか？
登録証明機関などの第3者機関が行う。

質疑応答・指摘事項(4)

評価手順に関するもの

- IEC規格に直接記載がない機器は、今後追加して行くのか？

直接記載されていない機器は、「一般機器」に分類され、それに準じた測定を行う。

- IEC規格では複数波帯同時送信時の測定方法は複数記載されているが、答申ではこの中から選択することになるのか？

IEC規格ではいずれの方法も使用可能としている。

質疑応答・指摘事項(5)

評価手順に関するもの

- 鋭く電波を放射する(指向性が鋭い)場合は考慮しているのか？

IEC規格では考慮していない。ただし、携帯無線通信機器では電波がどちらから到来するか不明なため、一般には指向性はそれほど鋭くないと思われる。

- 機器の認証の際には、機器の取扱説明書に記載のある使用方法で、測定をするということか？

その通り。IEC規格では、機器の取扱説明書に記載された使用状態(人体との距離など)で測定する。

質疑応答・指摘事項(6)

評価手順に関するもの

- 3GHz以上でのSARの測定に、測定システム(プローブ・液剤・ファントム等)は現在対応しているのか？

3GHz以上にて対応可能なプローブは市販されており、NICTでのプローブ較正も技術的には可能であることを確認している。液剤・シェルについても3GHz以上の測定に対応している。

- 測定に使用する「組織模擬液剤」とはどのようなものか？測定環境の、周辺及び液剤温度が18°Cから25°Cとあるが、体温以下で測定することは可能なのか？

組織模擬液剤は電気的特性(誘電率・導電率)が人体と同じになる液剤である。組織模擬液剤は、18°Cから25°Cで測定した際に、36°Cの人体組織の電気的定数に近くなるように調合されているので、測定の問題はない。